

育児休業手当金請求書 新規請求 変更請求

延長請求の場合(次ページ参照)

Form with fields for group details (組合員証記号: 9098, フリガナ: キョウサイ ハナコ), personal info (個人番号), dates (育児休業に係る子の生年月日: 令和2年7月1日, 初日: 令和2年8月27日), and a table for monthly payment details.

新規請求の場合、請求期間の末日が、出生から1年(変更(延長)請求に該当する場合は、出生から2年、パパ・ママ育休プラス制度に該当する場合は出生から1年2ヶ月)以上を経過していないかどうか、再確認をお願いします。

※育児休業期間中に給与報酬等が支給される場合は、報酬支給額証明書の提出が必要です。また、両親とも育児休業する場合(パパ・ママ育休プラス制度)は、次に掲げる書類が必要になります。①住民票 ②育児休業取扱通知書(雇用保険加入者が取得)又は所属所長の証明書(人事異動通知書等、公務員が取得)

○請求期間の延長について(最長、子が2歳に達する日まで延長可能/施行日以後/H29.10.1~)
○施行日以前(H29.9.30まで)は、支給期間は、最長、子が1年6か月に達する日まででした。

[延長となる要件]
育児休業の対象となる子について、1歳の誕生日の前日までに保育所に入所の申し込み(入所希望日は、誕生日以前となっていること)を行っているが、保育所に空きがないなどの理由により、1歳の誕生日以後(誕生日を含む。)の期間について、当面、その保育が実施されない場合(1歳→1歳6か月まで延長可能)

(具体的な事例)
①保育所に空きがない。
②子が傷病中あるいは障がい児で保育所が入所を拒否した。
③保育所の入所開始日が毎年4月と決まっている。
④当初、1歳を超える期間について育児休業を取得していたが、子の1歳で復職しようと、1歳以前の入所希望日で保育所に申し込んだが、当初の育児休業取得期間を理由に保育所が入所を拒否した。(当初の育児休業取得期間が1歳の誕生日を超える場合であっても、要件に該当すれば支給が延長されます。)

[必要書類]
保育所の入所に関する市町村長の証明(入所不承諾通知・保留通知等)
○1歳以後の期間について延長請求する場合(1歳→1歳6か月)
※1歳以後(パパ・ママ育休プラスの場合は、1歳2か月以後)の保育が実施されないことがわかる書類

[延長対象とならない事例]
①市町村に問い合わせ、途中入所が難しい状況又は、定員超過のため当面の入所は困難であると説明を受けただけで、実際に、入所申し込みを行わなかった場合。(申込み無×→入所不承諾通知未取得×)
②無認可保育所への入所希望申し込みの場合。
③入所希望日が、1歳に達する日(=誕生日の前日)の翌々日以後となっている場合。(1歳時点以後を判定)

(市町村によっては、毎月1日の入所希望でなければ入所申し込みが出来ないところや、年度が変わると以前の申込みがリセットされる場合がありますので、保育所を管轄する市町村に事前に問い合わせるなどして、早めの手続き(申込み・入所不承諾通知の取得)をお願いします。)

注1) 育児休業期間中に給与報酬等が支払われた場合、報酬支給証明書を別途添付してください。
注2) 請求期間は、育児休業に係る子の満1歳の誕生日の前日(※パパ・ママ育休プラスの場合は、1歳2か月に達する日)までです。ただし、総務省令で定める要件(請求書中の「支給期間延長事由」欄に掲げる5つの要件)のいずれかに該当する場合は、最長2歳に達する日までの範囲になります。

Table for approval: 共済組合使用欄 (以下には記入しないでください。) with columns for 決定者, 課長, 課長補佐, 係長, 係員.



(例) 平成28年7月1日出生の子の場合

(※ 育児休業は、子が2歳に達するまで取得中の場合)

①平成29年7月1日（1歳誕生日以前の日）から保育所入所を希望して、同年5月に申し込んだが、定数超過との理由で、保育所に入所させることが出来ない。（※1歳誕生日以後の保育状況が分かる証拠書類「入所不承諾通知」等取得）

↳ 子1歳～1歳6か月まで育児休業手当金の延長請求が可能

(※ 変更請求書と証拠書類の提出が必要です。)

②保育所に入所の申し込みをしているが、平成30年1月1日（1歳6か月に達した日後）以後も保育所に入所させることが出来ない。（※1歳6か月に達した日以後の保育状況が分かる証拠書類「入所不承諾通知」等取得）

↳ 子1歳6か月～2歳まで育児休業手当金の延長請求が可能

(※ 変更請求書と証拠書類の提出が必要です。)

